



114遺言代用信託～つなぐミライ～の取扱店舗拡大と 遺言信託・遺産整理業務の取扱開始について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2020年7月1日（水）より取扱いを開始した「114遺言代用信託～つなぐミライ～」の取扱店舗を香川県・岡山県内全店に拡大するとともに、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」という）の代理店として遺言信託・遺産整理業務を取扱開始しますので、下記のとおりお知らせします。

高齢化社会の進展を受けて相続関連のニーズは年々高まっており、当行は、「114遺言代用信託～つなぐミライ～」および遺言信託・遺産整理業務を地域のお客さまへ幅広くご案内することを通じて、相続に関する多様なニーズにお応えしてまいります。

なお、各商品の概要等は別紙をご覧ください。

記

1. 遺言代用信託の取扱店舗拡大および遺言信託・遺産整理業務の取扱開始日

2020年10月1日（木）

2. 取扱店舗

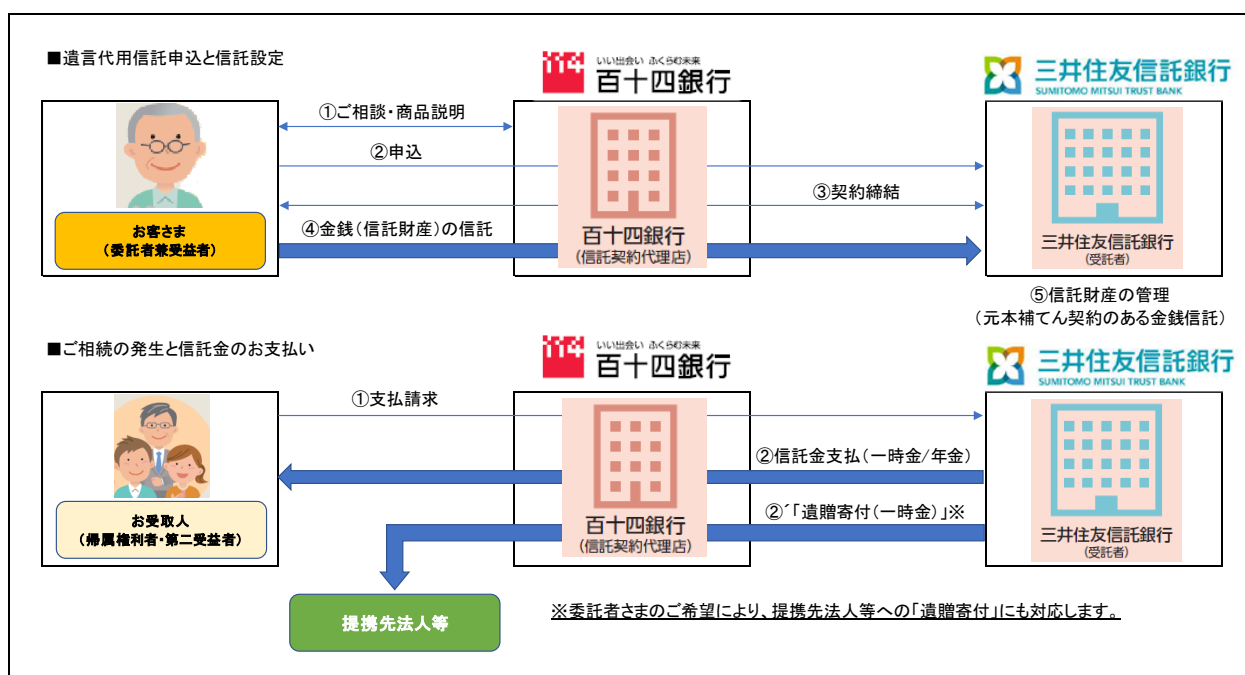
香川県・岡山県内営業店全店（出張所、クイックスクエアを除く）

■「114 遺言代用信託～つなぐミライ～」商品概要

商 品 名	特約付指定金銭信託＜一時金R型＞＜年金R型＞ 愛称：114 遺言代用信託～つなぐミライ～	
お 申 込 人	個人のお客さま（委託者）	
お受取方法	一括受取＜一時金R型＞	毎月または隔月受取＜年金R型＞
申 込 金 額	100万円以上3,000万円以下 （1円単位）	500万円以上3,000万円以下 （1円単位）
信託財産の お受取人	お客さまの法定相続人、直系卑属または その配偶者、 <u>提携先法人等</u> の中からお一人 さままたは一法人を指定	お客さまの法定相続人の中からお一人さ まを指定
信 託 報 酬	①設定時信託報酬：信託元本の1.5%（税別）を申し受けます。 ②運用信託報酬：毎年3・9月25日に、信託金を運用した収益から、信託元本 と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金相当額を差し引いた金額を運用 報酬として収受します。	
受 託 者	三井住友信託銀行	
そ の 他	・本金銭信託は元本補てん契約が付加されています（元本保証商品）。 ・また、元本は預金保険制度の対象となっていますので、万一三井住友信託銀行が払い戻しを停止した場合においても、預金保険の保険金の範囲までは保護されます。 ・信託収益については、預金保険の対象ではありません。 ・本商品お申し込み時には、三井住友信託銀行による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。	

※上記以外にもご留意いただきたい事項がございます。詳細は、パンフレットをご確認ください。

■「114 遺言代用信託～つなぐミライ～」商品スキーム



■「遺言信託」商品概要

商 品 名		遺言信託（執行コース）
遺言信託（執行コース）の流れ		
手数料等※ (消費税込)	【プランⅠ】基本手数料を抑えたプラン	
	お申込時	基本手数料 330,000 円 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本などの取り寄せに関する費用等が必要になります。
	遺言書保管中	遺言書保管料：毎年 6,600 円
	遺言執行時	三井住友信託銀行所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低報酬額：1,100,000 円)
	【プランⅡ】手数料総額を抑えたプラン	
	お申込時	基本手数料 880,000 円 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本などの取り寄せに関する費用等が必要になります。
	遺言書保管中	遺言書保管料：無料
	遺言執行時	三井住友信託銀行所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低報酬額：330,000 円)
遺言信託変更手数料は、プランⅠ、プランⅡとも 55,000 円です。		

■「遺産整理業務」商品概要

商 品 名		相続手続トータルサービス＜まかせて安心＞
遺産整理業務の流れ	1. 事前のご相談後、遺産整理に関する委任契約を締結します。 2. 遺産調査、財産目録作成、遺産分割協議書作成に関するアドバイス、所得税や相続税などの資金手当てのアドバイスを行います。 3. 遺産分割を実施し、サービス終了のご報告をします。	
手数料等※ (消費税込)	三井住友信託銀行所定の手数料を申し受けます。(最低手数料額：1,100,000 円)	

※以下の費用をはじめ遺言執行時または遺産整理実行時に必要となる実費はお客さまのご負担となります。

- ・不動産登記に関する登録免許税や司法書士報酬、戸籍謄本や固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用、預貯金などの残高証明書の発行手数料、鑑定評価手数料、不動産売却手数料、準確定申告、相続税申告などにかかる税理士報酬などが必要な場合があります。

以 上